

余剰電力売却入札説明書

令和 8 年 7 月 28 日付け茨木市告示第 0255 号に基づく条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）については、茨木市財務規則（平成 3 年茨木市規則第 15 号）その他関係法令に定めるもののほか、この余剰電力売却入札説明書によるものとする。

1 契約担当部局

〒567-0838 大阪府茨木市東野々宮町 14 番 1 号

茨木市くらし産業環境部環境事業課

（HP アドレス：<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyoj/index.html>）

電 話 072-634-1627

メールアドレス kankyoc@city.ibaraki.lg.jp

2 入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 件 名 | 茨木市環境衛生センター余剰電力売却 |
| (2) 電力売却場所 | 余剰電力売却仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 電力売却概要 | 仕様書のとおり |
| (4) 予定売却総電力量 | 5,592,000 kWh／年 |
| (5) 電力売却期間 | 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで |

3 入札参加要件

- (1) 告示日において茨木市物品・業務委託入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業者の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 告示の日において、過去 2 年間に国若しくは公社、公団、公庫等又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 1 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められること。
- (6) 茨木市の指名停止期間中でないこと。なお、告示日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、電力売却内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
- (8) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体に該当しない者

4 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び条件付き一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、次の期間に、申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 許可・認可等調書（様式第2号）

3(2)の許可等の状況を記載すること。

ウ 業務履行実績調書（様式第3号）

3(5)の確認資料として、過去2年間（令和6年4月以降）の主な買取実績等を記載すること。

(2) 提出期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月13日（木）（土・日・祝日を除く。）午後5時まで

(3) 提出場所 1に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留等を用いて、4(2)の提出期間内に必着のものに限る。

(5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接交付又はEメールにて返送する。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和8年8月17日（月）までに、次に掲げる事項を記載した条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）をEメールにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、1の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨

(7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

5 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

入札参加資格確認結果通知を受けてから令和8年8月19日（水）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法

事前電話連絡の上、持参、郵送（一般書留又は簡易書留等で、5(1)アの提出期間内に必着のものに限る。）、又はEメールにより提出すること。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年8月21日（金）までに説明を求めた者に対し、理由説明書をEメールにより通知する。

6 入札方法及び契約方法

- (1) 入札は電子メールによる方法とする。別紙「余剰電力売却に係るメール入札に関する注意事項」に基づき、記載されている送信先へ令和8年8月18日（火）から令和8年8月27日（木）午後5時までに送信すること。
- (2) 総価で入札に付する。契約については、単価契約（税込み）とし、時間帯別の契約希望単価を契約単価とする。なお、契約希望単価は、1kWhあたりの単価とし、その有効桁は円単位において小数点以下第2位まで記載すること。
- (3) 入札書において、入札金額は、総合計金額を記載すること。
なお、時間帯別合計金額は、仕様書に示す時間帯別の売却予定電力量に、契約希望単価を乗じて算出した金額とし、総合計金額は、時間帯別合計金額の総和とする。
また、入札金額、時間帯別合計金額及び総合計金額に誤りがある場合は無効とする。
- (4) 入札金額、及び契約希望単価は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

7 仕様書等の入手方法等

- (1) 期間
令和8年7月28日（火）から令和8年8月13日（木）午後5時まで
- (2) 方法
上記期間内に茨木市環境事業課ホームページより電子文書ファイルをダウンロードすること。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記の期間内にあらかじめ電話連絡の上、くらし産業環境部環境事業課へEメールにより質問書（様式第5号）を提出すること。
ア 提出期間 令和8年7月28日（火）から令和8年8月4日（火）午後5時まで
イ 提出場所 茨木市くらし産業環境部環境事業課施設係 担当者宛
メールアドレス：kankyoc@city.ibaraki.lg.jp
- (2) 質問に対する回答
茨木市環境事業課ホームページにおいて、令和8年8月7日（金）付けで一斉に公表する。

9 開札日

- (1) 日時 令和8年8月28日（金）
- (2) 開札結果は全参加業者に通知する。

10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 茨木市財務規則第129条第4項の各号に該当する場合、免除する場合がある。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札を行った者のうち、総価が予定価格以上で、かつ、入札金額において、最高の価格を提示した者を落札者とする。
- (5) 入札回数 原則2回までとする。
- (6) 支払条件 仕様書のとおり

11 入札に関する条件

- (1) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (2) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

- (3) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

12 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

13 その他

- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者については、茨木市からの暴力団の排除に関する要綱に基づき措置する。
- (2) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、茨木市物品等登録業者指名停止要綱に基づき措置する。
- (3) 落札者は、契約締結時に茨木市からの暴力団の排除に関する要綱に基づく誓約書を提出すること。
- (4) 取引用計量装置は、小売電気事業者の所有とする。